



みんなで考えよう高齢者虐待のこころ

高齢者に対して心身を傷つけるような言動や人権侵害をすることを「高齢者虐待」といいます。

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は通報する義務があると定めています。早期に発見し、早期に対応することで、虐待の深刻化を防ぐことができます。虐待を受けている方、虐待していると思われる行為を見た方、あるいは介護などを行っているけれど、ストレスがたまり虐待をしてしまう心配があるという方は、問合せ先までご連絡ください。いただいた情報や秘密は守ります。

虐待の種類

▼身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。

▼心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

▼性的虐待

本人が嫌がる性的行為や、裸で放置すること。

▼経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼介護の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼問合せ

○保健福祉課地域支援係

☎ 72-6910

○地域包括支援センター

☎ 71-1138

第2回ひとり親家庭交流事業 親子でキャンドル作りをしませんか？



- ▼日時 3月3日(土) 午後1時～(0時45分現地集合)
- ▼場所 キャンドルハウスChouChou(シュシュ)
- ▼内容 キャンドル作り
- ▼対象者 町内在住で中学生以下の子がいるひとり親家庭の親子
- ※高校生の参加を希望する場合はご相談ください。
- ▼定員 10組
- ▼参加費 1組500円

※参加費にはスイートキャンドル(幼児向き) およびグラスストーンキャンドル計2個分が含まれています。3個目からは自己負担となります。

▼申込み・問合せ 社会福祉協議会地域福祉係(高根澤・池田)

☎ 72-5133

※2月20日(火)午前9時から電話にてお申込みください。定員になり次第締め切ります。

※参加者が少ない場合、中止になることがあります。

子育て相談支援

子育てについてお困りのことはありませんか。子育て支援センターでは、子育てに関するお話を伺っています。いつでもお気軽にご利用ください。

なお、平日お出かけできない方も次の日時に相談日を設けておりますので、ご利用ください。

- 日時 2月17日(土)午前9時30分～午後4時
- 場所 子育て支援センター
- 内容 子育て不安・子どもの発達に関することなど
- 問合せ 子育て支援センター ☎ 71-1137
- ※別日のご希望があるときは、ご相談ください。

那須町『にこにこ子育てママメール』のご案内



安心して出産や子育てができるように、おなかの赤ちゃんやお子さんの成長の様子とあわせて、子育てに関するアドバイスやサービスなど、タイムリーな情報を配信しています。妊婦(と家族)の方や乳幼児(3歳未満)の保護者の方は、ぜひ登録してください。

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。一両日中に確認メールが届きますので、内容を確認のうえ登録してください。

■問合せ こども未来課 こども政策係 72-6959

○にこママメール(プレママ)



○にこママメール(子育て)

